

13番 八重樫龍介です。

通告に基づきまして次の事項についてお尋ねします。

本町での令和5年度のクマによる被害件数は、農作物が89件、物的被害が30件、人的被害が3件で、被害額は果樹が932万7千円、飼料作物は268万4千円、野菜が134万7千円で、その総額は1,335万8千円に及んでおります。また、令和5年度の有害鳥獣捕獲によるツキノワグマの捕獲数は、64頭でありました。

令和6年度は10月末時点で、農作物が47件、物的被害28件、人的被害は1件であります。幸いにも本年度は、山の木の実などが豊作で、昨年度を下回るペースで安堵しているところですが、高栄養での冬眠を経て、来春の出産ラッシュによる頭数増加が懸念され、被害の発生件数が増えることが予想されます。

近年、クマ類による被害が全国的に相次ぐ中、環境省は鳥獣保護法を改正し、令和6年4月にクマ類を「指定管理鳥獣」に指定しました。これによりツキノワグマの対策を行う際、交付金の形で国から一定の支援が受けられるようになります。

そこで、次の3点について伺います。

まず初めに、クマの出没に備えて自治体と警察、そしてハンター（猟友会）との連携手段をまとめた「出没対応マニュアル」の作成に取り組むべきと考えます。

新聞報道等によると、県と北上市ではクマの市街地出没を想定した実地訓練を行い、秋田県警本部では、現場で警察官が体を守るために新たな装備を着用するとして着用訓練を実施したといった記事もありました。町長の見解を伺います。

二つ目は、ツキノワグマのモニタリングの一環として、年間の捕獲頭数の把握を行うべきと考えます。現在町では、狩猟期間中に捕獲されたツキノワグマの頭数を調査していません。頭数を調査する手段の一つとして、狩猟期間中のツキノワグマの捕獲に対して報酬を支払う方法があると考えますが、町長の見解を伺います。

最後に、岩泉常設射撃場の整備について伺います。

町の鳥獣被害防止対策実施隊員は現在67人で、その内ライフル銃の所持者は18人です。昭和56年4月に整備された乙茂地区にある射撃場は、設備の関係でライフル銃は使用できま

せん。

岩手県では、狩猟者登録に「狩猟期間ごとに初めて狩猟を行う前に射撃訓練を行うこと」が義務付けられており、やむなく町外の射撃場に出向いて射撃練習を行っています。

クマ類が「指定管理鳥獣」に指定され、今後は郊外や建物に入り込んだクマへの発砲が可能になることが予想されます。この時、殺傷能力の高いハープライフル銃等が使用される可能性が高いと思われます。今までは趣味の狩猟用として使用されてきたライフル銃ではありますが、今後は町民の安心・安全を守る頼みの綱になります。

これらのことから、現在の射撃場をライフル射撃も可能になるよう整備し、併せて、老朽化が激しく不具合が発生している3台のクレー放出機の更新も行うべきと考えますが、町の支援について町長の見解を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

13番 八重樫 龍介 議員の御質問にお答えします。

ツキノワグマによる被害への対応についてですが、国では鳥獣の保護、管理、狩猟の適正化を目的とした「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、個体数の増加を抑え、科学的で計画的な管理を行い、生物多様性の確保と生活環境の保全、人的被害、農林業被害の軽減を図り、国民生活と鳥獣の共存関係を構築することとしております。

県においても、同法に基づき策定している「岩手県鳥獣保護管理事業計画」の中で「ツキノワグマ管理計画」を定め、被害を効果的に防除する必要最小限の範囲での捕獲を許可し、地域個体群の安定的な維持と効果的な捕獲を行うこととされており、町でも「岩泉町鳥獣被害防止計画」を定め、実情に即した対策に取り組んでまいりました。

しかしながら、ツキノワグマの捕獲許可件数は年々増加し、罠設置等に要する実施隊員の負担の増大が課題となっていることから、昨年度、実施隊員との協議を重ね、本年度から、新たに捕殺・捕獲した状態での

輸送等に対する報酬の上乗せを行ったところであり
ます。

御質問のありました1点目の「出沒対策マニュアル
の作成」についてであります。町の内部マニュアル
は、実態に即した内容となるよう更新しておりますが、
主に農作物被害を想定したものであります。

このような状況の中、本年5月には町内住宅地での
ツキノワグマの居座りなども発生しており、これらの
対応も考慮していく必要があることから、現場で対応
にあたる実施隊員、警察、町が連携し、それぞれが果
たす役割を明確にした内容にすべく、環境省作成の全
国自治体用参考マニュアルや、ほかの自治体の対応等
も参考にしながら、関係機関や猟友会の方々とも協議、
検討を進めてまいりたいと考えております。

また、岩泉猟友会、岩泉警察署を含む関係団体を構
成員とする「岩泉町鳥獣被害防止対策協議会」におき
ましても、鳥獣被害対策における課題解決に向け、さ
らに連携を強化してまいります。

2点目の、ツキノワグマの年間捕獲頭数の把握についてですが、狩猟期間中の捕獲頭数は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の規定により、狩猟者が県へ報告することとなっており、町内で捕獲されたツキノワグマの頭数は、県が把握しておりますので、有害捕獲の頭数も含めた、町内の年間捕獲頭数の把握は可能であると認識しております。

3点目の、岩泉常設射撃場の整備についてですが、この施設は昭和56年に岩手県公安委員会の指定を受けたもので、散弾銃のみが使用できる射撃場となっております。

散弾銃とライフル銃の違いは、散弾銃は鳥類や小動物の狩猟に使用され、射程距離が50メートルほどであるのに対し、ライフル銃は遠距離まで正確に狙うことが可能で、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシなど大型獣の狩猟に適しております。

本町の現状から、ツキノワグマなど大型獣の有害捕獲頭数の増加とともに、ハンターの技術向上と育成は急務であると考えております。

岩泉猟友会においても、岩泉常設射撃場内にライフル銃の射撃場を併設し、実効ある有害駆除を推進したいとの意向があり、現在、射撃場の整備に係る、施設の基準や手続きなどを含め、岩泉警察署と協議を行っていると同っております。

射撃場は、殺傷能力を有する銃器を使用する施設でもあり、整備着手から県公安委員会の指定までに相当の準備期間を要すると同っておりますので、岩泉警察署との協議の進捗状況等、猟友会と情報を共有しながら、町としてどのような支援ができるか、検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。